吸収分割契約に関する事前開示書類

令和 8 年 2 月 27 日

株式会社マネーフォワード

ソニービズネットワークス株式会社

令和 8 年 2 月 27 日

各位

東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティ ウエスト 23F
ソニービズネットワークス株式会社
代表取締役社長　早川　富雄

東京都港区芝浦 3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長　辻　庸介

吸収分割契約に関する事前開示書類

（吸収分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面）
（吸収分割承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面）

ソニービズネットワークス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社マネーフォワード（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 2 月 13 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2026 年 3 月 31 日として、分割会社が運営するクラウド型勤怠管理システム事業（以下「AKASHI 事業」）及びオウンドメディア事業（以下「somu-lier 事業」といい、AKASHI 事業とあわせて「本件事業」）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。本吸収分割に関する会社法の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1　吸収分割契約の内容

別紙 1 の吸収分割契約書のとおりです。

2　分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割において承継会社が交付する金銭の算定にあたっては、分割会社から提示された過去の事業実績及び将来の事業計画を基礎として、本吸収分割実施による影響等を踏まえ、承継会社において修正を加えた事業予測を策定いたしました。当該事業予測を前提として、承継会社において DCF 法を用いて算定を行い、その算定結果を基に分割会社と協議の上、本吸収分割の対価の額を 41.8 億円とすることを決定いたしました。なお、

算定の前提とした事業予測には、本吸収分割後における承継会社の既存プロダクトとのクロスセルによる収益拡大や、中堅企業向け市場における成長ポテンシャルの取り込み、ならびに両社の運営体制の統合による効率化等のシナジー創出を織り込んでおり、これらにより将来的に大幅な増益を見込んでおります。

3　会社法第 758 条第 8 号に関する事項

該当事項はありません。

4　本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5　分割会社の計算書類等に関する事項

（1）　最終事業年度の計算書類等

分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 2 に記載のとおりです。

（2）　臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）　最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

6　承継会社の計算書類等に関する事項

（1）　最終事業年度の計算書類等

承継会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（2）　臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）　最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

7　分割会社及び承継会社の効力発生日以後の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社及び分割会社は、本吸収分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される承継会社及び分割会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフローの状況について検討いたしました。その結果、債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

8　吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

　吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

別紙１（吸収分割契約書）

（添付のとおり）

吸収分割契約書

株式会社マネーフォワード（以下「甲」という。）及びソニービズネットワークス株式会社（以下「乙」という。）は、乙のクラウド型勤怠管理システム事業（以下「AKASHI 事業」という。）及びオウンドメディア事業（以下「somu-lier 事業」といい、AKASHI 事業とあわせて「本件事業」と総称する。）に関する権利義務を甲に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、2026 年 2 月 13 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（本件吸収分割をする会社の商号及び住所）

本件吸収分割に係る吸収分割承継会社たる甲及び吸収分割会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割承継会社（甲）
　商号：株式会社マネーフォワード
　住所：東京都港区芝浦 3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F

(2) 吸収分割会社（乙）
　商号：ソニービズネットワークス株式会社
　住所：東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティ ウエスト 23F

第2条　（本件吸収分割）

乙は、本契約の規定に従い、吸収分割の方法により、効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において乙が本件事業に関して有する第 4 条記載の権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第3条　（本件吸収分割の対価）

1. 本件吸収分割の対価は、金 4,180,000,000 円とする。
2. 甲は、本件吸収分割の対価を、甲乙間で 2026 年 2 月 13 日付けにて締結している、本件事業に関する権利義務を甲に承継させることに関する「事業承継に関する契約書」（以下「事業承継契約」という。）の定める時期及び方法に従い、乙に支払う。

第4条　（承継対象権利義務）

1. 甲が乙から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別添「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに乙に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別添「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。
2. 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本件吸

収分割により甲に承継することが、当該契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合は、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を承継対象権利義務から除外することができる。

3. 本件吸収分割により乙から甲に承継される債務その他の義務の引受けは、免責的債務引受の方法によるものとする。

第5条　（甲の資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により、増加すべき甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第6条　（効力発生日）

本件吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 3 月 31 日とする。ただし、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条　（本件吸収分割の効力発生の条件）

本件吸収分割の効力は、事業承継契約第 1.4 条に規定する事由が全て充足されたこと又は充足されていない事由についてすべて放棄されたことを条件として生じるものとする。

第8条　（解除条件）

本契約は、本契約の実施に必要な法令に定める関係官公庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第9条　（本件事業の管理等）

乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。

第10条　（取締役会決議等）

甲及び乙は、吸収分割契約の締結及び吸収分割の実行に必要な一切の機関決議（取締役会決議及び、会社法その他の適用法令上必要となる場合の株主総会決議を含む。）を、効力発生日までに適法かつ有効に取得するものとする。

第11条　（契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、(a)天災地変その他の事由により承継対象権利義務に重要な変動が生じた場合、(b)吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、(c)事業承継契約に定める条件に基づく場合には、甲及び乙は協議し合

意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条　（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に対して譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し又は引受させてはならないものとする。

第13条　（費用）

甲及び乙は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用については、各自これを負担するものとする。

第14条　（契約の変更）

本契約は、甲及び乙による書面の合意によらない限り、いかなる修正又は変更もすることができないものとする。

第15条　（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第16条　（誠実協議）

本契約に定めなき事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠実に協議の上、これを解決するものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。
2026 年 2 月 13 日

甲（住所）東京都港区芝浦 3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
（社名）株式会社マネーフォワード
（代表者）代表取締役社長 グループ CEO 辻 庸介

乙（住所）東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティ ウエスト 23F
（社名）ソニービズネットワークス株式会社
（代表者）代表取締役社長 早川 富雄

別添「承継権利義務明細表」

甲が本件吸収分割により乙から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件吸収分割の効力発生日において乙の有する本件事業に属する次の権利義務とする。

1. 資産
   ・以下の「承継資産債務表」のとおり
2. 債務
   ・以下の「承継資産債務表」のとおり
3. 知的財産権
   ・以下の商標 2 件を含む、本件事業に係る一切の知的財産権
   ① 「somu-lier」（商標第 5896133 号）
   ② ロゴマーク（商標第 5852614 号）
4. 契約関係
   ・本件事業に係る一切の契約。ただし、本件事業以外の事業にも関連する契約（以下に記載の契約を含む。）については、本件事業に関連する部分に限るものとし、甲は適切な分属対応を実施するよう努力する。また、保険契約については承継の対象外とする。

会社名	契約書名
株式会社 DTS インサイト	業務委託契約書
株式会社クエスト	業務委託基本契約書
アドバンストテクノロジー株式会社	業務委託基本契約書
SFI リーシング株式会社	債権譲渡基本契約書
株式会社 PFU	据付・保守基本契約書

5. 雇用契約
   ・なし
6. 許認可等
   ・なし

【承継資産債務表】

BS 科目	25/9 残高(百万円)	移管対象の該当状況（貴社現時点での想定）
普通預金	553	承継しない
売掛金	102	承継しない
仕掛品	13	承継する
貯蔵品	5	承継する
前払費用	15	承継する
工具、器具及び備品	2	承継する
ソフトウェア	195	承継する
未払費用	32	承継しない
前受金	1	承継する
預り金	0	承継しない
賞与引当金	6	承継しない

7. その他

(1) 乙は、効力発生日の 5 営業日前までに、承継権利義務明細表（最終版）を作成して甲に提出し、甲の書面による承認を得るものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、乙が本件事業に関して負担する債務（本契約締結後効力発生日までに乙に新たに帰属するに至った本件事業に関する債務を含む。）のうち、偶発債務及び簿外債務は承継対象権利義務に含まれない。

(3) 本契約締結後効力発生日までに乙に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利（資産を含む。）及び義務（偶発債務及び簿外債務は除く。）についても、上記「承継資産債務表」において「承継する」とされている科目に限り、承継対象権利義務に含まれるものとする。

(4) 承継権利義務明細表の記載漏れ又は誤記が判明した場合、当事者は遅滞なく協議の上、当該承継権利義務明細表を修正するものとする。

以上

別紙２（分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

2024 年度

計　算　書　類

自　2024 年4月1日

至　2025 年3月 31 日

ソニービズネットワークス株式会社

貸　借　対　照　表

2025年3月31日現在

科　　目	金　額	科　　目	金　額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	14,141	流動負債	6,905
現金及び預金	5,382	買掛金	3,064
売掛金	4,284	リース債務	55
仕掛品	180	未払金	468
貯蔵品	30	未払費用	1,246
前払費用	709	契約負債	855
短期貸付金	2,500	未払法人税等	193
未収収益	213	未払消費税	142
契約資産	855	預り金	1
その他	4	前受収益	510
貸倒引当金	△ 16	賞与引当金	372
固定資産	1,779		
（有形固定資産）	(535)	固定負債	136
建物及び付属設備	104	リース債務	92
構築物	7	資産除去債務	39
工具・器具及び備品	679	預り保証金	4
リース資産	312	負債合計	7,041
建物付属設備減価償却累計額	△ 34	純資産の部	
工具、器具、及び備品減価償却累計額	△ 346		
構築物減価償却累計額	△ 7	株主資本	8,879
リース資産減価償却累計額	△ 180	資本金	300
（無形固定資産）	(752)	資本剰余金	300
ソフトウェア	750	資本準備金	300
電話加入権	1	繰越利益剰余金	8,279
（投資その他の資産）	(492)		
関係会社株式	101		
長期前払費用	23		
敷金差入保証金	200		
繰延税金資産	168	純資産合計	8,879
資産合計	15,920	負債・純資産合計	15,920

損　益　計　算　書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

	金　額
	百万円
売上高	19,891
売上原価	11,833
売上総利益	8,059
販売費及び一般管理費	4,938
営業利益	3,120
営業外収益	
受取利息・配当金	3
その他	20
営業外費用	
支払利息	2
その他	17
経常利益	3,125
特別損失	
固定資産除却損	1
その他	3
税引前当期純利益	3,120
法人税、住民税及び事業税	923
法人税等調整額	△ 17
当期純利益	2,214

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から 2025年3月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
当期首残高	300	300	300		7,051	7,051	7,651	7,651
当期変動額								
剰余金の配当					△ 986	△ 986	△ 986	△ 986
当期純利益					2,214	2,214	2,214	2,214
当期変動額合計					1,228	1,228	1,228	1,228
当期末残高	300	300	300		8,279	8,279	8,879	8,879

個　別　注　記　表

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準および評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

(2)棚卸資産

仕掛品　　個別法による原価法

貯蔵品　　最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は実績繰入率による方法により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を個別に検討する方法により所要額を計上

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額に基づき計上

４．収益及び費用の計上基準

インターネット接続・光回線サービス事業における主な収益は、回線開通工事の提供、インターネット接続サービス及び光回線の提供ならびに付帯する各種オプションサービスの提供にかかる収入から構成されています。

回線開通工事については、契約に基づき、顧客に工事役務を提供することにより履行義務が充足されると判断し、回線が開通した時点で収益を認識しています。また、インターネット接続サービス及び光回線の提供ならびに各種オプションサービスの提供については、顧客に対して契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益を認識しています。

なお、取引価格の算定において、支援金等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法にて反映し、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人と判断される取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う対価の額を控除した純額で収益を認識しています。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式

（収益認識に関する注記）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

（単位：株）

		前期末株式数	当期末株式数
発行済株式	普通株式	12,000	12,000
自己株式	普通株式	－	－
合 計		12,000	12,000

２．配当に関する事項

2025 年 3 月 14 日開催の臨時取締役会において、次の通り決議し実施

配当金の総額	986 百万円
配当の原資	利益剰余金
一株あたりの配当金額	82,166 円 67 銭
効力発生日	2025 年 3 月 24 日